

○ 報告第5号 令和5年度大仙市一般会計補正予算（第9号）

補 正 額 7,852 千円

補正後の予算総額 46,712,611 千円

(令和5年10月31日 専決第9号)

【歳 出】

(単位：千円)

所 属	補正事項	補正額	補正額の財源内訳				説 明
			国 県 支出金	市 債	その他	一般財源	
農 林 部	1. 有害鳥獣駆除対策事業費	7,852				7,852	クマの出没・駆除件数の増加に伴う出役及び捕獲檻購入等に対する経費の補正
	合 計	7,852				7,852	

○ 議案第148号 大仙市一般職の職員の給与に関する条例及び大仙市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

※ 国家公務員の給与改定に倣い、一般職及び会計年度任用職員の給与を次のとおり改定するものであります。

1 令和5年度の給与改定【第1条の規定】

- ① 一般職に係る行政職及び医療職の各給料表を平均1.1%引き上げます。
- ② 一般職の期末手当及び勤勉手当をそれぞれ0.05月分（再任用職員はそれぞれ0.025月分）引き上げます。

12月支給割合 期末手当 1.20月 → 1.25月
 勤勉手当 1.00月 → 1.05月

区 分	6月期（支給済み）		12月期		計
	期末	勤勉	期末	勤勉	
改定前	1.20	1.00	1.20	1.00	4.40月
改定後	同上	同上	<u>1.25</u>	<u>1.05</u>	<u>4.50月</u>

- ③ 医療職給料表（一）の適用を受ける医師に支給する初任給調整手当の上限額を36万9,500円（改定前36万8,800円）に改定します。

2 令和6年度以降の給与改定【第2条及び第3条の規定】

- ① 一般職の期末手当及び勤勉手当の支給配分を見直します。

区 分	6月期		12月期		計
	期末	勤勉	期末	勤勉	
改定前	1.200	1.000	1.250	1.050	4.50月
改定後	<u>1.225</u>	<u>1.025</u>	<u>1.225</u>	<u>1.025</u>	4.50月

- ② 一般職の給与改定に倣い、会計年度任用職員に係る行政職、単純労務職及び医療職の各給料表を改定します。
- ③ 会計年度任用職員の期末手当を0.05月分引き上げます。

区 分	6月期	12月期	計
改定前	1.200	1.200	2.40月
改定後	<u>1.225</u>	<u>1.225</u>	<u>2.45月</u>

3 施行期日

- ① 令和5年度の給与改定 公布の日（令和5年4月1日適用）
- ② 令和6年度以降の給与改定 令和6年4月1日

○ 議案第149号 大仙市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

※ 一般職の給与改定に倣い、議会議員の期末手当を見直すものであります。

1 期末手当の引上げ等

- ① 令和5年度の期末手当の支給割合を0.1月分引き上げます。【第1条の規定】
12月期支給割合 1.65月 → 1.75月
- ② 令和6年度以降の期末手当の支給配分を見直します。【第2条の規定】

区 分	6月期	12月期	計
①令和5年度 (改定前)	1.65月 (支給済み)	1.65月	3.30月
	(改定後)	1.65月 (支給済み)	<u>1.75月</u>
②令和6年度	<u>1.70月</u>	<u>1.70月</u>	3.40月

2 施行期日

- ① 令和5年度の期末手当の支給割合の引上げ 公布の日
- ② 令和6年度の期末手当の支給配分の見直し 令和6年4月1日

○ 議案第150号 大仙市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

※ 一般職の給与改定に倣い、市長、副市長、教育長、常勤監査委員並びに上下水道事業管理者の期末手当を見直すものであります。

1 期末手当の引上げ等

- ① 令和5年度の期末手当の支給割合を0.1月分引き上げます。【第1条、第3条、第5条及び第7条の規定】
12月期支給割合 1.65月 → 1.75月
- ② 令和6年度以降の期末手当の支給配分を見直します。【第2条、第4条、第6条及び第8条の規定】

区 分	6月期	12月期	計
①令和5年度 (改定前)	1.65月 (支給済み)	1.65月	3.30月
	(改定後)	1.65月 (支給済み)	<u>1.75月</u>
②令和6年度	<u>1.70月</u>	<u>1.70月</u>	3.40月

2 施行期日

- ① 令和5年度の期末手当の支給割合の引上げ 公布の日
- ② 令和6年度の期末手当の支給配分の見直し 令和6年4月1日

○ 議案第151号 財産の取得について（排水ポンプ車）

※ 次のとおり財産を取得することについて、大仙市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年大仙市条例第62号）第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

- 1 取得する財産 排水ポンプ車 1台
- 2 取得の方法 公募型指名競争入札
- 3 取得金額 112,200,000円
- 4 取得の相手方 株式会社秋田クボタ大曲支店（大仙市花館字葛野127番地1）
- 5 納入期限 令和7年3月31日

○ 議案第152号 令和5年度大仙市一般会計補正予算（第10号）

補 正 額 83,693 千円

補正後の予算総額 46,796,304 千円

【歳 出】

(単位：千円)

所 属	補正事項	補正額	補正額の財源内訳				説 明
			国 県 支出金	市 債	その他	一般財源	
事務局	1. 議員報酬・期末手当及び共済費	1,206				1,206	人事院勧告に伴う市議会議員の期末手当の補正
総務部	2. 特別職人件費	393				393	人事院勧告に伴う常勤特別職の期末手当の補正
	3. 職員人件費	26,411				26,411	人事院勧告及び人事異動等に伴う職員人件費の補正
市民部	4. 国民健康保険事業特別会計繰出金	△ 6,763				△ 6,763	特別会計繰出金の減額補正
	5. 後期高齢者医療特別会計繰出金	△ 3,200				△ 3,200	特別会計繰出金の減額補正
大曲市立病院	6. 市立大曲病院事業会計繰出金	71,580				71,580	企業会計繰出金の補正
教育事務委員会	7. 学校給食事業特別会計繰出金	△ 5,934				△ 5,934	特別会計繰出金の減額補正
合 計		83,693				83,693	

○ 議案第153号 令和5年度大仙市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

※人事院勧告及び人事異動に伴う職員人件費の補正

補正額	△ 6,763 千円
補正後の予算総額	8,572,884 千円

○ 議案第154号 令和5年度大仙市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

※人事院勧告及び人事異動に伴う職員人件費の補正

補正額	△ 3,200 千円
補正後の予算総額	1,066,795 千円

○ 議案第155号 令和5年度大仙市学校給食事業特別会計補正予算（第2号）

※人事院勧告及び人事異動に伴う職員人件費及び換気設備等改修工事に係る実施設計費の補正

補正額	△ 5,934 千円
補正後の予算総額	1,055,976 千円

○ 議案第156号 令和5年度市立大曲病院事業会計補正予算（第1号）

※人事院勧告及び人事異動に伴う職員人件費及び新型コロナウイルス診療報酬返戻に係る補正

(収益的支出)	
補正額	10,867 千円
補正後の予算総額	943,421 千円

○ 議案第157号 令和5年度大仙市上水道事業会計補正予算（第1号）

※人事院勧告及び人事異動に伴う職員人件費の補正

(収益的支出)	
補正額	1,108 千円
補正後の予算総額	842,775 千円

○ 議案第158号 令和5年度大仙市簡易水道事業会計補正予算（第1号）

※人事院勧告及び人事異動に伴う職員人件費の補正

(収益的支出)	
補正額	1,115 千円
補正後の予算総額	1,129,179 千円

○ 議案第159号 令和5年度大仙市下水道事業会計補正予算（第1号）

※人事院勧告及び人事異動に伴う職員人件費の補正

(収益的支出)	
補正額	2,639 千円
補正後の予算総額	2,832,364 千円

(資本的支出)	
補正額	3,399 千円
補正後の予算総額	2,328,416 千円

○ 議案第160号 大仙市公共施設適正管理基金条例の一部を改正する条例の制定について

※ 本基金は、これまで公共施設の修繕や解体に要する経費に充ててきましたが、今後、施設の機能集約や経年劣化等に伴う増改築などについても計画的に進めていく必要があることから、基金を充てることのできる事業の範囲を見直すものであります。

- 1 公共施設の増改築に係る事業についても基金を充てることとします。
(第1条関係)
- 2 基金の使途の明確化を図るための所要の規定の整理 (第1条関係)
- 3 施行期日 令和6年4月1日

○ 議案第161号 大仙市大曲墓園条例の一部を改正する条例の制定について

※ 大曲墓園に新たな墓地区画を設けるものであります。

- 1 大曲墓園の規制墓地にW区画(墓地数11基、碑石なし、永代使用料370,000円)を新設します。(別表関係)
- 2 施行期日 令和6年3月1日
- 3 墓地の利用の許可のために必要な準備行為は、施行日前においても行うことができることとします。(附則第2項関係)

○ 議案第162号 大仙市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

※ 全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律(令和5年法律第31号)等により地方税法及び同法施行令が改正され、出産する被保険者に係る産前産後期間相当分の保険税額(所得割額及び均等割額)を免除する措置が創設されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

- 1 出産する被保険者の基礎課税分、後期高齢者支援金等課税分及び介護納付金課税分の所得割額及び均等割額について、単胎妊娠にあつては4か月分、多胎妊娠にあつては6か月分を減額します。(第23条、第24条の3関係)
- 2 施行期日 令和6年1月1日
- 3 適用区分 改正後の規定は令和6年1月分以後の国民健康保険税について適用
(令和5年12月分までの国民健康保険税については、従前の例による。)

○ 議案第163号 大仙市八乙女温泉さくら荘条例の一部を改正する条例の制定について

※ 八乙女温泉さくら荘の入浴料について、令和6年度において指定管理者による管理から直営管理に移行するに当たり、市内温泉施設の料金水準（指定管理者による利用料金の額）を踏まえた額に改定するものであります。

1 令和6年度において、市内の同種温泉施設の入浴料が大人400円（現行300円）、小人200円（現行150円）となることから、入浴料の額を次のとおり改定します。（別表関係）

- ① 大人 400円（改正前520円）
- ② 小人 200円（改正前260円）

2 施行期日 令和6年4月1日

○ 議案第164号 大仙市史跡の里交流プラザ「柵の湯」条例及び大仙市中里温泉条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

※ 柵の湯温泉については、令和6年度においても直営管理を継続することとしたことに伴い、同施設の入浴料について、市内温泉施設の料金水準（指定管理者による利用料金の額）を踏まえた額に改定するものであります。

1 令和6年度において、市内の同種温泉施設の入浴料が大人500円（現行400円）、小人250円（現行200円）となることから、柵の湯温泉の入浴料（回数券等を除く。）を次のとおり改定します。（大仙市史跡の里交流プラザ「柵の湯」条例及び大仙市中里温泉条例の一部を改正する条例（令和5年大仙市条例第29号）による大仙市史跡の里交流プラザ「柵の湯」条例別表（1）の改正規定関係）

- ① 大人 500円（改正前520円）
- ② 小人 250円（改正前260円）

2 施行期日 公布の日（改定後の入浴料の額は令和6年4月1日から適用）

○ 議案第165号 大仙市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

※ 公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業並びに農業集落排水事業について、経営の規模の見直しを行うものであります。

- 1 都市計画及び下水道事業計画を変更したことに伴い、公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業の計画処理区域面積、計画処理人口及び計画1日最大処理水量を見直します。(別表第2関係)
- 2 西仙北地域の川里地区農業集落排水施設の改修に伴い、同処理区に係る事業の規模を現状に合わせて縮小することとしたため、農業集落排水事業の計画処理区域面積、計画処理人口及び計画1日最大処理水量を見直します。(第2条関係)
- 3 施行期日 公布の日

○ 議案第166号 大仙市下水道条例及び大仙市農業集落排水施設の管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

※ 下水道及び農業集落排水については、令和元年度から5年間の経過措置を設け、利用人数に応じた定額による使用料を徴収する定額制を廃止し、排水量に応じて使用料を決定する従量制に移行することとしていますが、令和5年度中に全てのメーター設置工事を終えることができない状況となっていることを受け、メーター設置までの間、従前の定額制により使用料を徴収することとする特例を設けるものであります。

- 1 下水道又は農業集落排水の利用者(水道メーターを設置していない者)のうち、当該利用者の責に帰することができない理由によりメーターを設置することができないものについては、令和6年5月請求分から令和8年4月請求分までの使用料を従前の定額制により徴収することとします。(第1条の規定による大仙市下水道条例附則の改正規定、第2条の規定による大仙市農業集落排水施設の管理に関する条例附則の改正規定関係)
- 2 1の特例の期間中にメーターの設置を完了した場合は、検針を開始した日が属する月の翌月請求分以降の使用料について、従量制により徴収することとします。(第1条の規定による大仙市下水道条例附則の改正規定、第2条の規定による大仙市農業集落排水施設の管理に関する条例附則の改正規定関係)
- 3 施行期日 公布の日
- 4 経過措置の終期の調整(附則第2項の規定による大仙市下水道条例等の一部を改正する条例(平成31年大仙市条例第19号)附則の改正規定関係)

○ 議案第167号 大仙市協和農林水産物直売・食材供給施設の指定管理者の指定について

※ 大仙市協和農林水産物直売・食材供給施設（道の駅協和）の指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

1 公の施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
大仙市協和農林水産物直売・食材供給施設（道の駅協和）	大仙市協和荒川字新田表15番地2

2 指定管理者となる団体の名称及び所在地

株式会社協和振興開発公社

大仙市協和船岡字庄内214番地

3 指定の期間 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで（3年）

○ 議案第168号 大仙市神岡交流促進センターの指定管理者の指定について

※ 大仙市神岡交流促進センター（かみおか温泉嶽の湯）の指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

1 公の施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
大仙市神岡交流促進センター（かみおか温泉嶽の湯）	大仙市神宮寺字下川原前開86番地1

2 指定管理者となる団体の名称及び所在地

株式会社神岡ふるさと振興公社

大仙市神宮寺字蓮沼16番地3

3 指定の期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで（1年）

○ 議案第169号 西仙北ぬく森温泉ユメリアの指定管理者の指定について

※ 西仙北ぬく森温泉ユメリアの指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

1 公の施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
西仙北ぬく森温泉ユメリア	大仙市刈和野字山北ノ沢5番4

2 指定管理者となる団体の名称及び所在地

新生ビルテクノ株式会社

東京都文京区千駄木三丁目50番13号

3 指定の期間 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで（3年）

○ 議案第170号 協和温泉（四季の湯）の指定管理者の指定について

※ 協和温泉（四季の湯）の指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

1 公の施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
協和温泉（四季の湯）	大仙市協和船岡字庄内214番地

2 指定管理者となる団体の名称及び所在地

株式会社協和振興開発公社
大仙市協和船岡字庄内214番地

3 指定の期間 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで（3年）

○ 議案第171号 大仙市南外ふるさと館の指定管理者の指定について

※ 大仙市南外ふるさと館の指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

1 公の施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
大仙市南外ふるさと館	大仙市南外字松木田44番地2

2 指定管理者となる団体の名称及び所在地

厚生ビル管理株式会社
秋田市保戸野すわ町6番16号

3 指定の期間 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで（3年）

○ 議案第172号 大仙市南外体育館等の指定管理者の指定について

※ 大仙市南外体育館等の指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

1 公の施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
大仙市南外体育館	大仙市南外字梨木田208番地3
大仙市南外山村運動広場	大仙市南外字小出375番地、外6筆 大仙市南外字梨木田32番地、外16筆
大仙市南外テニスコート	大仙市南外字小出373番地1

2 指定管理者となる団体の名称及び所在地

厚生ビル管理株式会社
秋田市保戸野すわ町6番16号

3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年）

○ 議案第173号 大仙市ふれあい体育館等の指定管理者の指定について

※ 大仙市ふれあい体育館等の指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

1 公の施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
大仙市ふれあい体育館	大仙市堀見内字下田茂木122番地
大仙市営仙北球場	大仙市堀見内字元田茂木35番地外
大仙市仙北健康広場（屋内 ゲートボール場）	大仙市堀見内字元田茂木61番地外
大仙市仙北健康広場（テニス コート）	大仙市堀見内字元田茂木48番地外
大仙市仙北健康広場（運動 広場）	大仙市堀見内字元田茂木35番地1外

2 指定管理者となる団体の名称及び所在地

株式会社オーエンス

東京都中央区銀座四丁目12番15号

3 指定の期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで（1年）

○ 議案第174号 南外ふれあいパークの指定管理者の指定について

※ 南外ふれあいパークの指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

1 公の施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
南外ふれあいパーク	大仙市南外字梨木田62番地の1外58筆 大仙市南外字小出351番地の2外55筆 大仙市南外字大畑135番地の3外45筆

2 指定管理者となる団体の名称及び所在地

厚生ビル管理株式会社

秋田市保戸野すわ町6番16号

3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年）

○ 議案第175号 米ヶ森公園の指定管理者の指定について

※ 米ヶ森公園の指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

1 公の施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
米ヶ森公園	大仙市協和荒川字新田表地内

2 指定管理者となる団体の名称及び所在地

株式会社協和振興開発公社

大仙市協和船岡字庄内214番地

3 指定の期間 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで（3年）

○ 議案第176号 令和5年度大仙市一般会計補正予算（第11号）

補 正 額 185,206 千円
補正後の予算総額 46,981,510 千円

【歳 出】

(単位：千円)

所 属	補正事項	補正額	補正額の財源内訳				説 明
			国 県 支出金	市 債	その他	一般財源	
総務部	1. 庁舎管理費	28,501		25,600		2,901	西仙北庁舎の照明LED化関連経費の補正
市民部	2. 社会保障・税番号制度システム整備費	16,357	12,666			3,691	住民票及び戸籍等に振り仮名を記載するための関係システム改修経費の補正
健康福祉部	3. 障がい者等地域生活支援事業費	8,556				8,556	障がい相談委託事業における未払い消費税等に係る経費の補正
	4. 法人立大曲北保育園建設費補助金	8,314	8,817		△ 503 (公共施設適正管理基金繰入金)		事業費確定に伴う国・市補助金の補正
農林部	5. 農地農業用施設災害復旧事業費（補助分）	31,943	28,748	2,100 (農地農業用施設災害復旧事業費分担金)	798	297	7月14日から16日の大雨災害に係る農地農業用施設の国庫補助災害復旧工事費の補正
	6. 林業施設災害復旧事業費（補助分）	37,829	34,000	3,400		429	7月14日から16日の大雨災害に係る林道の国庫補助災害復旧工事費の補正
産業経済部	7. 工業振興奨励事業費	8,814				8,814	事業計画変更に伴う補助金申請の増による事業費の補正
観光文化スポーツ部	8. 大仙市観光情報センター管理運営費	1,900				1,900	電気料高騰に伴う需用費の補正
	9. 市所有温泉施設管理費	6,200			3,000 (販売収入)	3,200	勤務時間増に伴う人件費及び仕入食材費の補正
	10. 中里温泉改築事業費	△ 62,054				△ 62,054	事業費の再算定による継続費変更に伴う減額補正
	11. 保健体育総務費補助金（大仙市スポーツ少年団大会派遣費補助金）	3,000				3,000	スポ少の大会派遣補助金増に伴う補助金の補正
建設部	12. 道路橋りょう災害復旧事業費（補助分）	35,079	23,397	11,600		82	7月14日から16日の大雨災害に係る道路橋りょうの国庫補助災害復旧工事費の補正
	13. 河川災害復旧事業費（補助分）	14,933	9,960	4,900		73	7月14日から16日の大雨災害に係る河川の国庫補助災害復旧工事費の補正
教育委員会事務局	14. 学校給食事業特別会計繰出金	31,509				31,509	特別会計繰出金の補正
	15. 環境充実推進費（小学校費）	1,000			1,000 (寄附金)		寄附採納に伴う学校備品購入経費の補正
	16. 教育振興費補助金 各種大会派遣費補助金（中学校費）	3,100				3,100	部活動の大会派遣補助金増に伴う補助金の補正

【歳 出】

(単位：千円)

所属	補正事項	補正額	補正額の財源内訳				説明
			国 県 支出金	市 債	その他	一般財源	
教育委員会事務局	17. 中央公民館管理費	1,956				1,956	電気料高騰に伴う需用費の補正
	18. 大曲市民会館管理費	2,988				2,988	
	19. 協和市民センター管理費	2,976				2,976	
	20. 仙北ふれあい文化センター管理費	700				700	
	21. 大曲交流センター管理費	1,605				1,605	
合 計		185,206	117,588	47,600	4,295	15,723	

(単位：千円)

(継続費 変更)	事業名	総額	年度	年割額
	中里温泉改築事業費	932,573	令和5年度	350
			令和6年度	932,223

(単位：千円)

繰越明許費 (追加)	事業名	金額
	庁舎管理費	28,501

債務負担行為 (追加)	道路維持管理費（債務負担行為分）	○期 間 令和5年度～令和6年度 ○限度額 25,000千円
	交通安全施設整備費（債務負担行為分）	○期 間 令和5年度～令和6年度 ○限度額 15,000千円
	大仙市南外体育館、大仙市南外山村運動広場、大仙市南外テニスコート、南外ふれあいパーク指定管理料	○期 間 令和6年度～令和10年度 ○限度額 63,720千円
	大仙市南外ふるさと館指定管理料	○期 間 令和6年度～令和8年度 ○限度額 48,111千円
	協和農林水産物直売・食材供給施設（道の駅協和）、米ヶ森公園、協和温泉（四季の湯）指定管理料	○期 間 令和6年度～令和8年度 ○限度額 13,737千円
	西仙北ぬく森温泉ユメリア指定管理料	○期 間 令和6年度～令和8年度 ○限度額 71,751千円
	大仙市仙北健康広場（屋内ゲートボール場、テニスコート、運動広場）、大仙市ふれあい体育館、大仙市営仙北球場指定管理料	○期 間 令和6年度 ○限度額 14,961千円
	大仙市神岡交流促進センター指定管理料	○期 間 令和6年度 ○限度額 2,570千円

○ 議案第177号 令和5年度大仙市学校給食事業特別会計補正予算（第3号）

※食材価格高騰に伴う賄材料費の補正

補 正 額	31,509 千円
補正後の予算総額	1,087,485 千円